

## 2 計画策定の位置づけ

- 高齢者福祉計画は、老人福祉法の規定に基づき、元気な高齢者や要支援・要介護状態になった高齢者など、すべての高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域において安らぎのある生活を営むことができるような社会を目指し、高齢者に対する福祉や介護予防事業の目標などを定めるものです。また、この計画は、高齢者の福祉に関する総合計画として、介護保険事業計画を包含するものです。
- 介護保険事業計画は、介護保険法の規定に基づき、介護を必要とする高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者が介護保険サービスを十分に利用できるよう、サービスの見込みやサービスの円滑な提供を図るための事業等について定めるものです。また、この計画は、介護保険料の算定基礎ともなります。
- 両計画は、調和が保たれるよう一体的に策定します。

### 高齢者福祉計画

○対象：すべての高齢者

- 1 地域における高齢者福祉事業に関する総合計画
  - ・介護保険給付対象サービス、介護保険給付対象外サービス等の確保等、地域の高齢者全体に係る政策目標等
  - ・要介護者等以外の高齢者を含む高齢者全体の実態把握、需要把握、相談調査指導
- 2 介護保険給付対象外のサービス・事業の整備  
日常生活支援事業／養護老人ホーム／軽費老人ホーム／生活支援ハウス
- 3 措置対象者の把握、サービス提供の方策等

### 介護保険事業計画

○対象：要介護高齢者、要支援高齢者(保険給付)

要介護・要支援となるリスクの高い高齢者(地域支援事業)

- 1 地域における要介護者等(介護保険給付対象者)の現状把握
  - 2 要介護者等の個別需要の把握
  - 3 必要となる介護保険給付対象サービスの見込み量
  - 4 サービス見込み量に係る供給体制の確保のための整備方策
  - 5 事業者間の連携の確保等、介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業
  - 6 人材の確保または資質の向上のために講ずる措置
- 
- 7 事業費の見込みに関する事項

### 3 計画期間

○市町村介護保険事業計画は、当初は「3年ごとに、5年を1期とする」とされ、第3期計画からは3年を1期と改正されたため、次のとおり定めてきたところです。

- 第1期計画 ⇒ 策定：平成11年度  
計画対象期間：平成12～16年度
- 第2期計画 ⇒ 策定：平成14年度  
計画対象期間：平成15～19年度
- 第3期計画 ⇒ 策定：平成17年度  
計画対象期間：平成18～20年度

第4期計画は、計画対象期間を平成21～23年度として策定することとなります。（一体的に策定する高齢者福祉計画についても同様とします。）

18年度	19年度	20年度	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>	<b>23年度</b>	24年度	25年度	26年度 (目標)
第3期計画			<b>第4期計画</b>			第5期計画		

### 4 計画の策定体制

○介護保険制度は、被保険者が保険料を負担し、介護が必要となった場合に保険から給付を受けるものであるため、計画の策定にあたっては、被保険者の意見を反映する必要があります。また、高齢者福祉計画においても、高齢者の福祉は市民生活に密着した課題であることから、市民の意見を踏まえて作成することが必要とされています。

○能代市活力ある高齢化推進委員会は、保健・医療・福祉の関係者、第1号・第2号被保険者等によって構成され、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について審議・検討し、能代市における計画案を作成し、市に示すことを目的としています。

○本計画は、能代市活力ある高齢化推進委員会のご意見ほか、住民アンケート、パブリックコメントの結果等を参考に、できるだけ市民の意見を踏まえ、策定作業を行いました。